

労働者災害補償保険法の適用を受ける職員の公務災害等に伴う休業補償等の支給に関する規程

平成 18 年 6 月 30 日  
訓 令 甲 第 23 号

[沿革] 平成 20 年 3 月 訓令甲第 8 号 (い)  
22 年 4 月 同第 19 号 (ろ)  
令和 元年 6 月 同第 20 号 (は)  
3 年 3 月 同第 11 号 (に) 改正

(目的)

第 1 条 この規程は、警視總監が採用又は委嘱する労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号。以下「法」という。）の適用を受ける非常勤職員（以下「職員」という。）の公務災害及び通勤災害に伴う休業補償及び休業援護金（以下「休業補償等」という。）の支給について定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規程において、「公務災害」、「通勤災害」及び「給付基礎日額」とは、それぞれ法第 7 条第 1 項第 1 号及び第 2 号並びに第 8 条に規定する業務災害、通勤災害及び給付基礎日額をいう。

(休業補償等の実施)

第 3 条 この規程で定める休業補償等の実施については、休業補償等を受けようとする者の請求に基づいて、警視總監が行うものとする。

(休業補償)

第 4 条 職員が公務災害又は通勤災害により、療養のため勤務することができないときは、その勤務することができない第 3 日目まで（以下「第 3 日目まで」という。）の期間につき、休業補償として、給付基礎日額の 100 分の 60 に相当する金額を支給する。ただし、第 3 日目までの期間中に、当該期間の賃金又は法第 12 条の 8 第 1 項第 2 号に規定する休業補償給付若しく

は第 21 条第 2 号に規定する休業給付の支給を受けた日がある場合は、その日は補償期間に算入しない。

(休業援護金)

第 5 条 前条の規定による休業補償を受ける者に対し、休業補償が支給される期間につき、休業援護金として、給付基礎日額の 100 分の 20 に相当する金額を支給する。

(休業補償等の請求)

第 6 条 休業補償等を受けようとする者は、休業補償等請求書（別記様式）を、所属長を経由して警視総監（警務部給与課災害補償係経由）に提出しなければならない。（い）

2 前項の休業補償等請求書には、当該職員が療養のため勤務することができないことを証明することができる書類を添付しなければならない。

(支給の決定)

第 7 条 警視総監は、前条の規定による請求を受理したときは、これを審査し、速やかに支給に関する決定を行わなければならない。

(法の準用)

第 8 条 法第 12 条の 2 の 2 及び第 12 条の 4 の規定は、この規程による補償について準用する。（ろ）

附 則

この訓令は、平成 18 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（令和元年 6 月訓令甲第 20 号）

- 1 この訓令は、令和元年 7 月 1 日から施行する。
- 2 この訓令の施行の際、この訓令による改正前の警視庁本部処務規程等の様式（この訓令により改正されるものに限る。）による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（令和 3 年 3 月訓令甲第 11 号）

- 1 この訓令は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この訓令の施行の際、この訓令による改正前の聴聞官の指定等に関する規程等の様式（以下「改正前様式」という。）で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なおこれを使用することができる。
- 3 前項の規定にかかわらず、修正により難しい場合には、当分の間、改正前様式を使用することができる。

